

第 308 回 電力・ガス取引監視等委員会【第 1 部 公開開催】

議事録

日 時：令和 3 年 1 月 22 日(金)13:00～13:30

場 所：経済産業省 別館 1 階 103-105 会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、林委員、圓尾委員

○八田委員長　それでは、時間になりましたので、ただいまから第308回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は議事次第にあるとおりです。議題に入る前に議事や資料の取扱いについて、事務局から御説明をお願いいたします。

○恒藤総務課長　第 1 部については公開のものでございますが、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められているという状況に鑑みまして、今回も傍聴者を受け付けないとさせていただきます。

なお、第 1 部の議事の模様はインターネットで同時中継を行っております。

第 2 部の議題につきましては、個別企業の情報を取り扱うということから議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載する。その会議資料について情報公開請求があった場合には、その対応について改めて相談するという取扱いにしたいと考えてございます。念のため、御確認をよろしく申し上げます。

○八田委員長　今、説明があったやり方で開催したいと思いますが、異存ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、異存がございませんでしたので、今お話があったとおりにさせていただきます。

議題 1 です。これは「新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について」、恒藤課長からお願いいたします。

○恒藤総務課長　総務課の恒藤でございます。先ほど一言申し忘れまして。今日は北本委員が所用により御欠席でございます。

それでは、議題 1 につきまして資料 3 を御覧ください。新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等についてでございます。

内容を一言で申し上げますと、既に認可されている特例をさらに1か月延長するという内容でございます。これまでとほぼ同じ内容となりますが、ざっと説明をさせていただきます。

まず、5行目でございますが、以下の申請者から1月19日付で大臣宛てに通常の約款により難い特別の事情がある場合における供給条件で供給したいという旨の認可を求める申請がございまして、大臣から意見の求めがあったところでございます。

申請者は、11行目から記載の内容のとおりでございまして、前回と同じでございます。

続きまして、47行目以降を御覧ください。申請の概要でございますが、前回と同じでございます。この記載内容を御覧いただければと思います。

75行目からは、その特例の内容でございます。

まず、電気について、前回12月に認可したのものからの変更点は85行目から書いてございます。①として既に支払期限を延長する措置を講じているもののうち、昨年10月から本年1月の検針分について、さらに1か月延長する。ただし、昨年3月から9月の分については、既に5か月延長しておりますが、これについては延長しない。これに加えて、本年2月分の検針についても支払期限を1か月延長するというのが前回からの変更点でございます。

それから、96行目からがガスでございます。ほぼ同じ内容となっております。前回12月に認可したのものからの変更点は107行目から書いてございますが、①として既に支払期限を延長する措置を講じているもののうち昨年10月から本年1月検針分について、それをさらに1か月延長する。ただし、昨年2月から9月の検針分については、既に5か月延長しているところ、それは延長しない。そして、新たに本年2月検針分のガスの料金についても支払期限を1か月延長するというものでございます。

128行目から本件について大臣への回答でございまして、事務局といたしましては、本申請の供給条件については、電気事業法等の条文及びそれらの審査基準に照らし、約款により難い特別の事情がある場合における供給条件として認可等をして差し支えないものと考えてございます。

したがって、資料3-2のとおり、委員会として本申請の認可等を行うことについて異存がない旨、回答することにしたいと考えてございます。御審議のほどよろしく願います。

○八田委員長　それでは、ただいまの説明について、各委員から御質問、あるいは御意

見ございますでしょうか。

(質問、意見：なし)

それでは、事務局から説明があったとおり、委員会として、大臣に意見回答することにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、異論がございませんでしたので、事務局の案のとおり、経済産業大臣に意見回答することといたします。

次は、議題2です。議題2は「令和2年7月3日からの大雨による災害に係る特定小売供給約款の特例認可等について」です。これも恒藤課長から御説明をお願いいたします。

○恒藤総務課長 資料4でございます。これは九州電力と九州電力送配電から、それぞれ1月19日付で大臣宛てに申請があったものでございます。2件、ほぼ同じ内容になってございますが、九州電力から来たのが経過措置料金の約款についての特例、それから九州電力送配電から来たのが(2)の託送供給約款の特例と(3)の離島供給約款の特例でございます。

内容は27行目から書いてございますが、昨年7月の大雨による災害によりまして、災害救助法が適用された市町村及び隣接する市町村において、被災した方々から申請があった場合には、以下の①から⑤に書いてある条件での供給をしたいという申請でございます。実はこの措置については、既に全く同じ措置を昨年の夏、大雨による災害があった直後に認可しておりますが、その期限が本年1月31日までとなっているのを延長したいという内容となっております。

具体的に特例の内容は32行目の(1)からでございますが、1つは不使用月の電気料金等の免除、38行目、(2)工事費負担金の免除、47行目、(3)臨時工事費の免除、52行目、(4)使用不能設備に相当する基本料金の免除、60行目、(5)引込線等取付位置変更に係る費用の免除といったことを引き続き延長したいというものでございます。

なぜこれを延長するのかということでございますが、65行目でございます。申請書の内容でございますが、この大雨による被害は甚大でございまして、家屋の解体工事、それから再建などは今後も継続していくと見込まれていると。実際にこれまでも多くの活用件数があり、仮設住宅の入居数等もまだ減少しておらず、今後も活用が見込まれるということで、この措置の適用期限を延ばすということが必要だということでございます。

これについて、当委員会としての回答でございますが、事務局といたしましては電気事

業法等の条文及びそれらの審査基準に照らし、約款により難い特別の事情がある場合における供給条件として認可して差し支えないものと考えてございます。

このため、資料4—2のとおり、異存がない旨、大臣に回答することとしたいと考えてございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○八田委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明について、各委員から何か御質問、あるいは御意見ございますでしょうか。

(質問、意見：なし)

それでは、事務局から説明があったとおり、委員会として、経済産業大臣へ意見回答することにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異論がございませんでしたので、事務局の案のとおり、経済産業大臣に意見回答することといたします。

では、議題3です。議題3は「電力・ガス取引監視等委員会の活動状況（令和元年9月～令和2年8月）について」です。恒藤課長から御説明をお願いいたします。

○恒藤総務課長 資料5でございます。電気事業法に基づきまして、当委員会は毎年その事務の処理状況を公表しなければならないということとされてございます。本委員会が設立されましたのは2015年9月でございまして、それ以降、9月から8月までの活動状況を毎年まとめて年次報告という形で公表してまいりました。今回は委員会設立5年目、すなわち一昨年9月から昨年8月までの1年間の活動状況をまとめて公表するものでございます。

公表する報告書の案は、この資料の後ろのほうにつけてございますが、委員の方々にはドラフトの段階で見ていただいて、御意見をいただいて、それを反映したものとなってございますが、本日、念のため最終確認をしていただいた上で公表したいと考えてございます。

改めて報告書の構成とポイントを御説明させていただきますが、まず大きな構成は、読みやすくするために昨年までのものから少し変更してございます。昨年は監視と制度に対する建議などを大きく分けていたのですが、やはり監視と制度に対する提言などは連続しているものでもございますので、今回はどちらかという分野ごとに分けて章立てをしてございます。

第1章は、電力の小売市場、それから卸市場に関する取組ということとしておりまして、

この中に小売の監視の話が第1、第2として卸取引の監視をやっているということ、第3から少し制度的な話にも入っていきますけれども、発電・小売間の不当な内部補助防止策の件、第4が適正な電力取引についての指針の改定について建議を行ったという件、第5として火力電力入札の運用に係る指針の改定について建議したということに記載してございます。

ということで、第1章は電力の小売、それから卸市場に関する取組をまとめて記載してございます。

続きまして、第2章は送配電分野に関する取組という形にしておりまして、その中に第1、送配電事業の監視、第2、一般送配電事業者の収支状況の事後評価、第3、調整力の調達、運用状況の監視及びより効率的な確保等に関する検討、第4、インバランス料金制度の運用状況の監視及び令和4年度以降のインバランス料金制度の詳細設計、第5、一般送配電事業者がスマートメーターにより計測された発電電力量（速報値）を発電契約者に提供する仕組みの整備、第6、一般送配電事業者等の中立性に係る行為規制の詳細についての建議、第7、新たな託送料金制度の詳細設計という内容を記載してございます。

第3章、ガスの小売市場、卸市場に関する取組といたしまして、活動内容を記載してございます。

第4章にガスの導管分野に関する取組ということで、第1、ガス導管事業の監視、第2、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に係る行為規制の詳細検討を記載してございます。

第5章に熱供給事業に関する取組、第6章が最後の章でございますが、紛争処理、広報、国際連携等ということで、それぞれの内容を記載してございます。

また、昨年夏から当委員会の検証に関する専門会合というのを設置してございますので、それを設置したということも昨年夏までの活動状況の中に含まれますので、記載してございます。

以上が本文でございまして、その後に参考資料として運営理念、審議経過、建議の一覧などをつけてございます。

以上がざっと今回作成した年次報告書の構成と内容でございます。これを本日御承認いただきましたらホームページで公表したいと考えてございます。念のため御確認いただき、これで公表してよろしいか、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○八田委員長　　ありがとうございました。それでは、ただいまの説明について、各委員

から何か御質問、御意見ございますでしょうか。

(質問、意見：なし)

それでは、事務局から説明があったとおり、委員会として決定し公表することにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異論がございませんでしたので、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、議題4です。これは「『適正な電力取引についての指針』の改定にかかるパブリックコメント募集について」です。田中課長から御説明をお願いいたします。

○田中NW事業監視課長 資料6でございます。「適正な電力取引についての指針」の改定にかかるパブリックコメント募集についてということでございます。

こちらでございますけれども、制度設計専門会合におきまして、需給調整市場の価格規律と監視の在り方について議論を積み重ね、需給調整市場において適切な取引を確保するための措置について取りまとめてございます。

この取りまとめにおきまして、需給調整市場における不適正な取引を防止するため、電事法に基づく業務改善命令等の事後的な措置を講ずることに加えまして、市場支配力を有する可能性の高い事業者については一定の規範に基づいて入札を行うことを要請する事前的措置を講ずることとしまして、その詳細については別途、需給調整市場ガイドラインを制定することとしております。

上記を踏まえまして、今般、適正な電力取引についての指針の改定案及び需給調整市場ガイドラインの改定案を策定しております。後ろに適正な電力取引についての指針の改定案と、その後ろに需給調整市場ガイドラインということに関しても添付をしてございます。これらの内容につきましては、制度設計専門会合において取りまとめました需給調整市場の適切な取引を確保するための措置の取りまとめに基づいて設定をしております。

概要ということでございますけれども、適取ガイドラインのほうへの記載ということにつきましては、取りまとめでまとめられましたように、各事業者は調整力のΔキロワット及びキロワット価格の入札においては、競争的な市場において合理的な行動となる価格で入札することが望ましいということであったり、あとは電事法における業務改善命令や業務改善勧告の対象となり得るケースということに関して具体的に記載をしております。

さらに、需給調整市場ガイドラインへの記載ということにつきましては、調整力キロワ

ットアワー市場における合理的な行動となる価格ということについては、電源等の限界費用プラス固定費回収のための合理的な額以下となることということであつたり、調整力 Δ キロワット市場における価格ということについては、電源等の逸失利益プラス固定費回収のための合理的な額ということであつたり、あとは大きな市場支配力を有する蓋然性の高い事業者に対して、事前的措置の対象とする事業者の範囲の考え方といった辺りに関して整備をしております。

これらについて、今回パブリックコメントを行うということについて御審議をいただきたいものということでございまして、なお、パブリックコメント終了後、改めてまた委員会のほうにお諮りして、経済産業大臣に対して建議をするということを経後のスケジュールとして予定をしているということでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○八田委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明に対して、各委員から御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、1ページの下のほうをお願いします。私はこのとおりでいいと思うのですが、言葉の意味内容について一応コメントしておきたいと思います。ここで2番目のところに競争的な市場における合理的な行動となる価格とは、電源等の逸失利益プラス限界費用ということが書いてありますね。

○八田委員長 ここでいわゆる限界費用の定義がなかなか難しいということで、例えば容量がいっぱいになっているときにどうするかとか、そういうことがあるのですけれども、簡単な例で言えば、現在起きているようにLNGの貯蔵水準が低いと。そういうときに、実はほかの市場で売れば非常に高く売れるわけです。なので、それにもかかわらず需給調整市場では物理的な限界費用と平均固定費用を合わせたものでやれということに一応pay-as-bidの世界ではなっているわけです。しかし、あくまでこれはほかの市場、例えばスポット市場に売ったときにどれだけの価値があるかということがそのときの元来の機会費用になると思うのです。

だけれども、そのように定義した機会費用を平均固定費用に足し合わせると過大になってしまうから、基本的には物理的な限界費用と平均固定費用を足し合わせた普通の価格とほかの市場での価格を比べて、ほかの市場の価格のほうが高い場合には、そっちの価格から、そっちの平均固定費用を差し引いたものをここでの機会費用とみなすということに定義しておく、後の運用が非常に楽になるのではないかと思います。

要するに、ここの精神としては、ほかの市場でうんと高く売れるのならば、その価格を使ってもいいよということなのですから、まさにここで言う意味での機会費用というのは、ほかの市場で売れる価格から、そこでの平均固定費用を差し引いたものだとということを一応ここで記録しておいたほうがいいのではないかと思います。

○田中NW事業監視課長 御指摘の解釈ということで、これからそういう運用をしてまわりたいと思います。

○恒藤総務課長 場合によっては、今のことを注か何か書き込んだ上でパブリックコメントをやるということもあり得ると思います。そこは事務局で検討を。

○田中NW事業監視課長 分かりました。これからパブリックコメントをやって、多分パブコメした後、またそれを少し何か変えて書く可能性があるんで、そのときに注とかを入れるような形でもよろしいでしょうか。

○恒藤総務課長 やり方はちょっと事務局で。

○稲垣委員 ただ、書き方の問題もあるので、今の御趣旨が出たので、あえて申し上げますけれども、これ、定義ではないですか。用語なのだけれども、上から3つ目の「何々とは」と定義しようとしているのだけれども、例示をしていて「等があり得る」でしょう。定義になっていないのだよね。「例としては何々があり得る」というのは分かるのだけれども、そういう意味で、例えば今の委員長がおっしゃったのは定義です。その例としてこれがあるということなので、パブコメかけるのであれば、やはり理解してもらう必要があるんで、そこはきちっと書いて、例は例、定義は定義で分かるようにしてパブコメかけたほうがいいのではないかなと思うのだけれども。ほかのところでも同じ用語例があるので、ちょっとそこは見直したほうがいいのではないかなと思うのです。細かいのと言わなかったです。

○佐藤事務局長 確かに「機会費用には」といって「減少等が入り得る」と書かないと駄目ということですね。

○田中NW事業監視課長 ここは検討させていただき、ちょっと整理をさせていただきたいと思います。

○稲垣委員 ただ、委員長のおっしゃったのは非常に分かりやすく、原理的な説明をしていますよね。限界とは何かと。そこの分かりやすい言葉での説明だったので、そこはちゃんと入れたほうがいいのではないかな。限界についてはいろいろな定義があるから。

○田中NW事業監視課長 分かりました。制度設計の報告書の取りまとめは取りまとめ

としてあるのですけれども、実際に策定をするガイドラインはこちらのほうですので、需給調整市場ガイドラインのほうに今の御指摘をきちんと反映する形で検討させていただきたいと思います。

○八田委員長 ありがとうございます。それでは、事務局の案によって、事務局のほうで適切に対処していただきたいと思います。

それ以外のことについて、御異論ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

なければ、今のような手続でお願いいたします。

それでは、次は議題5です。「電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」。これは伊藤管理官から御説明をお願いいたします。

○伊藤統括ネットワーク事業管理官 取引監視課の伊藤でございます。資料7を御覧ください。

リード文のところを御覧ください。本年度におけるみなし小売電気事業者の原価算定期間終了後の電気小売経過措置料金の事後評価の進め方について御審議いただきたいと思っております。

趣旨の欄を御覧ください。経過措置料金につきましては、原価算定期間終了後に毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを経済産業省において確認し、その結果を公表することとなっております。本年1月20日付にて、大臣から原価算定期間中の関西電力及び九州電力を除く8社の経過措置料金につきまして、本委員会宛てに意見の求めがあったことから、料金制度専門会合において、事後評価を実施することとしたいと考えてございます。

本年度の進め方(案)でございます。まず、対象事業者は記載のとおり、関西と九州を除く8社でございます。

評価の内容でございますが、審査基準に基づきまして、以下の項目について評価を行うこととなっております。

まず、ステップ1として規制部門の電気事業利益率による基準、規制部門の電気事業利益率の直近3か年度平均値が、みなし小売電気事業者10社の過去10か年平均値を上回っているかどうかを確認していただきます。

ステップ2として規制部門の超過利潤累積額による基準、または自由化部門の収支による基準ということで、前回料金改定以降の超過利潤の累積額が事業報酬額、一定水準額を

超えているかどうか、または自由化部門の収支が直近2年度間連続で赤字であるかどうかを確認していただくことになります。

上記のステップ1に該当し、かつステップ2のいずれかに該当する場合には、変更認可申請命令の発動の要否を検討するというような基準になってございます。

3. スケジュールでございますが、2月に料金制度専門会合での審議をいただきまして、その結果を本委員会において報告し、経産大臣への回答について審議いただく予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○八田委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明に対して、御意見、御質問ございませんでしょうか。

(質問、意見：なし)

それでは、御異論がございませんでしたので、事務局の案のとおり、今後、料金制度専門会合において事後評価を進めることといたします。どうもありがとうございました。

では、第1部として予定していた議題は以上ですけれども、何かほかにありますか。

○恒藤総務課長 事務局から2点御報告いたします。今、画面に出しますが、前回の委員会からの間に2件、緊急での書面開催を行ってございます。

1件は、1月7日からの大雪による災害に係る特例認可でございます。これについては、画面に出ているとおり、1月12日付で認可することに異存はない旨という回答をしております。資料9も同じ大雪の災害の特例のものでございます。2件回答しているところでございます。

それから、資料10は昨今のスポット価格の高騰という中で、スポット価格が200円を超えている日が出てきたと。これは2022年度から適用される当委員会で審議をして決めた需給逼迫時のインバランス料金単価の上限の200円を超える水準が生じているといったことを受けまして、資源エネルギー庁からこういったことの発生を是正するという観点で、一般送配電事業者に対しまして、約款の特例として、インバランス料金単価の上限を200円とするという改正を行う要請が行われまして、これを受けて一般送配電事業者からそのような特例の申請が出てきたということがございました。

これについては、書面開催の資料にも記載いたしましたが、そもそも私どもで審議をした2022年以降のインバランス料金等単価の上限価格を引用したということで、適当な水準であるというように評価いたしまして、意見がないという旨、回答してございます。

以上、書面開催の結果について御報告をさせていただきました。

それから、本日の議事録については、でき次第、また皆さんに御確認をいただきます。
よろしくお願いたします。

私からは以上でございます。

○八田委員長　それでは、どうもありがとうございました。これをもちまして第1部を
閉会いたします。

——了——